

屋根工事の契約をしたら、別の業者がやってきた。 点検商法にご注意！

【相談概要】

訪問してきた業者から「無料で屋根の点検をします。」と言われ点検を依頼した。点検後、業者から「ひどい状態です。このままだと、今後絶対雨漏りする。」と言われ、屋根工事の契約をした。

契約した業者が帰ると、すぐに別の業者がやってきて「先程、業者がお宅に入っていくのを見た。契約書を見せて欲しい。」と言われ契約書を見せた。「うちの会社なら〇〇万円安くすることができる。すぐにクーリング・オフをした方がよい。」と強く言われ、断り切れずに了解した。最初の業者にクーリング・オフの手続きをした後、後から来た業者と改めて屋根工事の契約をした。心配になり、翌日、後から来た業者に解約の電話をいれると拒否された。

【アドバイス】

訪問販売の場合、法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。屋根工事を勧められた場合は、その場で契約せずに、家族や周囲の人に相談しましょう。消費トラブルでお困りの際は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。



★：相談発生地域

消費者ホットライン

い や や
局番なしの **1 8 8**

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで